愛　媛　県

辞職　新　（副知事）　上甲　啓二
辞職　旧　（七月三十一日）
副知事　職員等　上甲　啓二　（八月一日）　俊史

福　岡　県

○労働委員会委員任命
藤本淳一委員は、六月二十五日辞職し、欠員であったところ、七月二十五日次の者が任命された。
労働委員会委員　船越　法晃

○収用委員会委員任命
吉永宏委員は、七月三十一日任期満了し、八月一日次の者が任命された。
収用委員会委員　佐藤　元治

○収用委員会委員再任
大貫知子委員、五十川直行委員及び安部尚志委員は、八月一日再任された。

鹿　児　島　県

辞職　新　（総務部長）　稲原　浩
辞職　旧　（七月二十一日）
総務部長　（総務事務官）　寺田雅二　（七月二十二日）

○公安委員会委員再任
山本良樹委員は、七月二十日再任された。

○収用委員会委員任命
上床恒信委員は、七月十九日任期満了し、同月二十日次の者が任命された。
収用委員会委員　御領　敏樽

○収用委員会委員再任
落司ひとみ委員は、七月二十日再任された。

○人事委員会委員再任
渡邉勝三委員は、七月三十日再任された。

横　浜　市

○選挙管理委員会委員補欠
池谷泰一委員は、七月三十日辞職し、同月三十一日次の者が補欠された。
選挙管理委員会委員　安藤　和男

皇室事項

御弔電及び御答電

天皇陛下へ御弔電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。
宜仁親王殿下薨去に際し、次の各国元首等から
オーストラリア国総督閣下
ミクロネシア国大統領閣下
ウェーク島両陛下へ
ノルウェー国国王陛下
スペイン国国王王妃両陛下
シンガポール国大統領閣下
トリニアニア国大統領閣下
ヨルダン国国王陛下
ブルネイ国国王陛下
ガニスタン国大統領
クウェート国首長殿下
マトオクーン国国王陛下
ケルコニア国大統領閣下
ドニア旧ユーゴスラビア共和国大統領閣下
カンボダン国大統領閣下
チュニジア国国王陛下
ーダン国大統領閣下
ーマニア国大統領閣下
インドネシア国大統領閣下
フィリピン国大統領閣下
カナダ国総督閣下

御祝電

天皇陛下は、九月九日タジキスタン国の独立記念日につき、同日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成26年９月10日

農林水産大臣　西川　公也

境港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1)　漁港漁場整備法第19条の３第３項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

(2)　縦覧の期間　平成26年９月10日から平成26年９月30日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、鳥取県庁及び境港市役所

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

平成二十六年九月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　マニラ事務所バタンガス出張所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	National Highway, Kumintang Ibaba, Batangas City, REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
変更後	National Hi-way, cor. M. Castillo St., San Roque, Bauan, Batangas, REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

(二)　変更年月日　平成二十六年九月一日

地方自治事項

長　野　県

選挙

八月十日知事の選挙を行った結果、次の者が当選した。

阿部　守一（無所属）（男）

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都港区芝大門一丁目13番９号**昭和電工株式会社**の工場財団に大分市大字中ノ洲２番地20昭和電工株式会社大分コンビナートの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年９月10日　大分地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人大谷昌士の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成26年９月10日　岡山地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月10日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年８月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三井物産スチール株式会社　笠松　啓二　東京都港区赤坂５―３―１　国土交通大臣許可（般・特―26）第20642号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年７月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月10日

関東地方整備局長　越智　繁雄